

地域再生制度の概要について

資料3

地域再生について

地域再生法

○地域再生法(平成十七年法律第二十四号)(抄)

(目的)

第一条 この法律は、近年における急速な少子高齢化の進展、産業構造の変化等の社会経済情勢の変化に対応して、地方公共団体が行う自主的かつ自立的な取組による地域経済の活性化、地域における雇用機会の創出その他の地域の活力の再生(以下「地域再生」という。)を総合的かつ効果的に推進するため、その基本理念、政府による地域再生基本方針の策定、地方公共団体による地域再生計画の作成及びその内閣総理大臣による認定、当該認定を受けた地域再生計画に基づく事業に対する特別の措置並びに地域再生本部の設置について定め、もって個性豊かで活力に満ちた地域社会を実現し、国民経済の健全な発展及び国民生活の向上に寄与することを目的とする。

(基本理念)

第二条 地域再生の推進は、地域における創意工夫を生かしつつ、潤いのある豊かな生活環境を創造し、地域の住民が誇りと愛着を持つことのできる住みよい地域社会の実現を図ることを基本とし、地域における地理的及び自然的特性、文化的所産並びに多様な人材の創造力を最大限に活用した事業活動の活性化を図ることにより魅力ある就業の機会を創出するとともに、地域の特性に応じた経済基盤の強化及び快適で魅力ある生活環境の整備を総合的かつ効果的に行うことを旨として、行われなければならない。

(国の責務)

第三条 国は、前条に規定する基本理念にのっとり、地方公共団体の自主性及び自立性を尊重しつつ、地域再生に関する施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

附 則 (平成十七年法律第二十四号)(抄)

(施行期日)

1 この法律は、平成十七年四月一日から施行する。

(検討)

2 政府は、この法律の施行後七年以内に、この法律の施行の状況について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

附 則(平成二十四年九月五日法律七十四号)(抄)

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。(以下略)

(検討)

第二条 政府は、この法律の施行後五年以内に、この法律による改正後の地域再生法の施行の状況について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

地域再生制度の概要

○ 地域再生制度

地方公共団体が行う自主的・自立的な取組(地域再生計画)を支援。

特に、全国共通の重要な政策課題(特定政策課題)の解決に取り組む場合は、重点的に支援*。

特定政策課題(地域再生法施行令)

○ 少子高齢化の進展に対応した良好な居住環境の形成

①健康まちづくり ②郊外住宅団地再生 ③集落再生

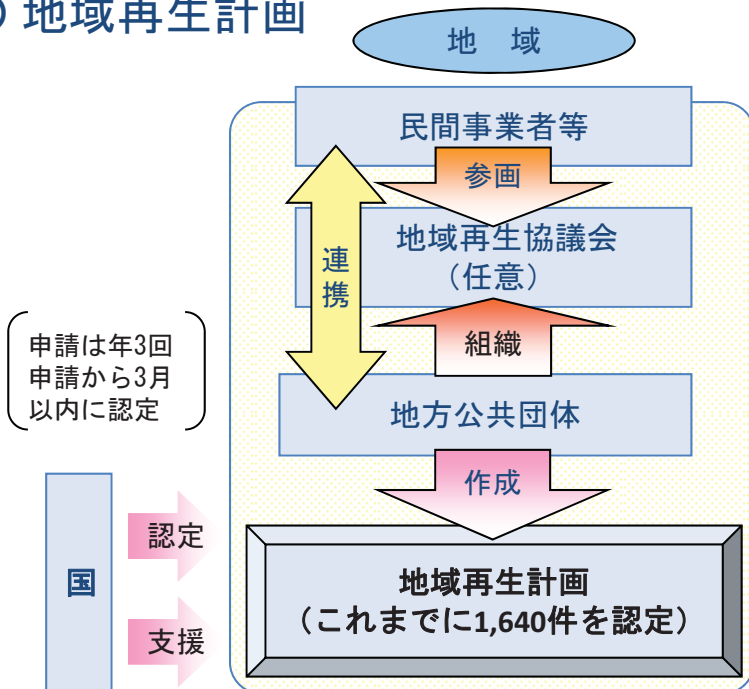
○ 未利用の又は利用の程度が低い資源を有効に活用した産業の振興

④農商工連携 ⑤再生可能エネルギーの活用等

地域再生制度を活用すると府省横断的に様々な支援措置を活用できる。



○ 地域再生計画



〇〇をやりたいのだが適切な支援策はないか?

地方公共団体・個人・NPO・民間企業等



主な支援措置メニュー

◆「地域再生計画」と連動(平成25年度 35施策)

■「地域再生法」に基づく施策(6施策)

①地域再生基盤強化交付金(502.2億円)

- ・道整備交付金
- ・污水处理施設整備交付金
- ・港整備交付金

②地域再生支援利子補給金*

③補助対象施設の転用手続きの一元化・迅速化の特例

特定政策課題の解決に資する事業への支援*

④特定地域再生支援利子補給金*

⑤株式会社への投資促進税制(株式譲渡益控除等)

⑥地方債の特例(国庫補助対象の除却を対象)

※ 利子補給金計2.2億円

■それ以外の連動施策(29施策)

- ・実践型地域雇用創造事業 — 厚生労働省 —
- ・外国人研究者等に対する入国申請
手続に係る優先処理事業 — 法務省 —
- ・都市農村共生・
対流総合対策交付金 — 農林水産省 —

特定政策課題の解決に資する事業への支援*

・特定地域再生事業費補助金(3億円) — 内閣府 —

等

※連動施策については、基本方針別表に記載

*「地域再生法の一部を改正する法律」で創設【平成24年11月1日施行】

地域再生制度の枠組みと地域再生基本方針の関係

地域再生基本方針（平成17年4月22日閣議決定） 抄

2 地域再生のために政府が実施すべき施策に関する基本的な方針

1) 地域の知恵と工夫の競争のサポート・促進

地域の自主的・自律的な取組により地域再生を進めるため、その担い手となる様々な主体の意識・能力の向上を図るとともに、主体相互の有機的な連携を促進する。

5) 地域再生計画に基づく総合的な施策の推進

法第5条第10項により内閣総理大臣が認定する地域再生計画に基づき、交付金等の地域再生独自の支援措置を講ずるとともに、各分野における関連施策との連携を図ることとする。

6) 新たな措置の提案募集

現場の声をより重視した地域再生の推進を図るため、法第4条の2の規定に基づき、地方公共団体や民間事業者等から定期的に地域再生の推進に資する施策についての提案を募集する。

4 地域再生計画の認定に関する基本的な事項

4) 地域再生協議会の設置

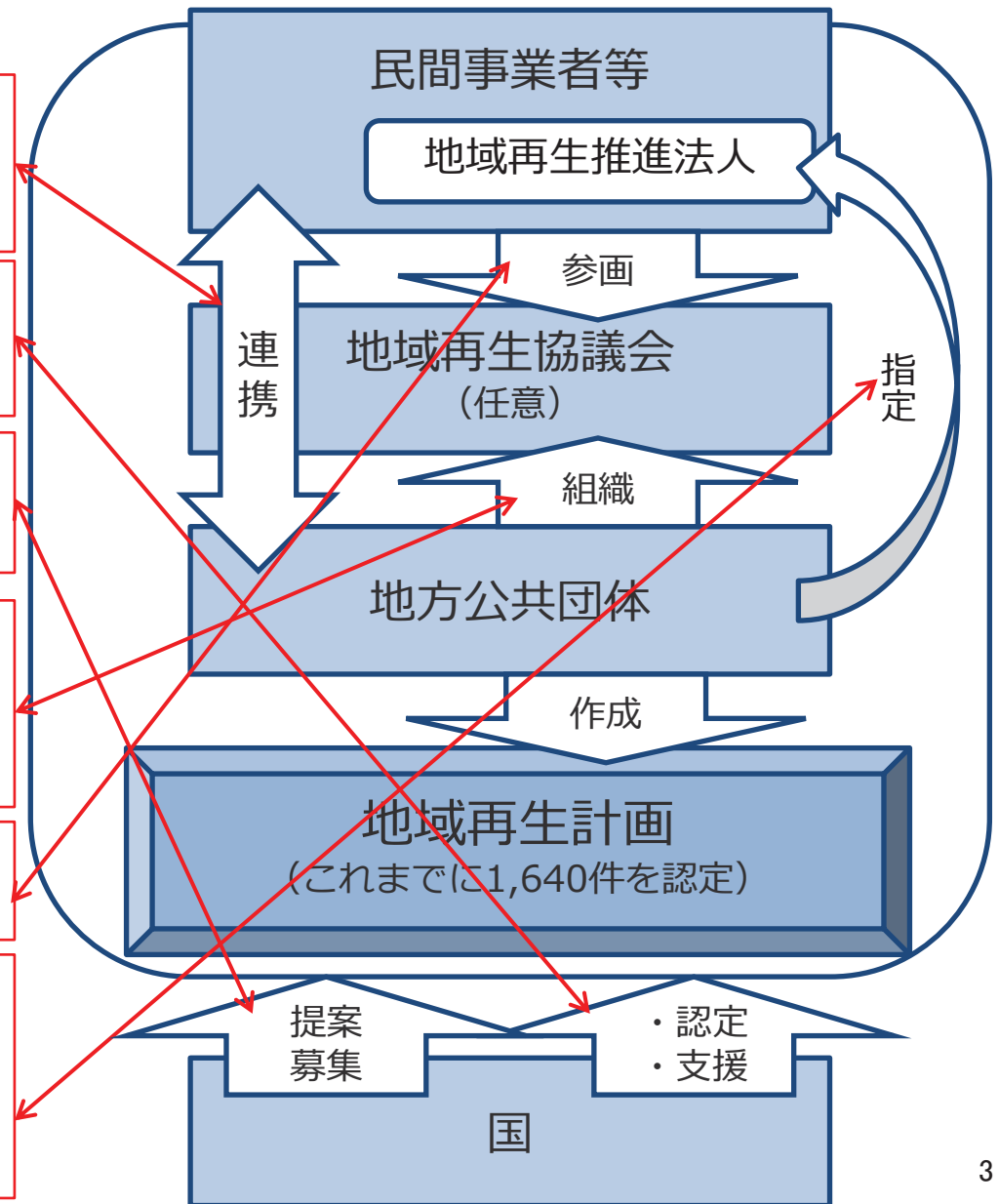
法第12条により、地方公共団体は、作成しようとする地域再生計画並びに地域再生計画及びその実施に関し必要な事項その他地域再生の総合的かつ効果的な推進に関し必要な事項について、（中略）地域再生推進法人や地域の関係者と協議するため、地域再生協議会を組織することができるものとする。

また、地域再生推進法人や地域再生に資する事業を行おうとする者等は、地方公共団体に対して、地域再生協議会を組織するよう要請し、また、自己を当該地域再生協議会の構成員として加えるよう申し出ることができる。

5 地域再生の推進のために必要な事項

1) 地域再生推進法人の指定

地方公共団体の長は、地方公共団体の補完的な立場で地域再生の推進に取り組む組織として、NPO、一般社団法人等の営利を目的としない法人であって、法第20条に規定する業務を適正かつ確実に行うことができると認められるものを、その申請により、地域再生推進法人として指定することができる。



地域再生制度の主な歴史

平成15年10月24日 地域再生本部設置

- ・地域再生推進のための基本方針（平成15年12月19日）
- ・地域再生推進のためのプログラム（平成16年2月27日）
- ・今後の地域再生の推進にあたっての方向と戦略（平成16年5月27日）

- ・地域の特性・ニーズを踏まえた地方公共団体による地域再生計画の策定と、国による認定のスキームの構築
- ・地域から寄せられた提案をまとめ、各種の支援措置に係る政府としての対応をプログラムとして決定
- ・地域再生に資する横断的な政策の推進等のため、法制度の整備について検討

平成17年4月1日 地域再生法制定

平成17年4月22日 地域再生基本方針閣議決定

- ・地域再生法一部改正（平成19年4月1日施行）

- ・地域再生協議会の導入

- ・地域再生法一部改正（平成20年5月21日施行）

- ・地域再生計画の民間提案及び地域再生協議会の民間発意による組織の制度化
- ・地域再生支援利子補給金の創設

- ・第二次一括法（※）による地域再生法一部改正（平成23年11月30日施行）

※地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（平成23年法律第105号）

- ・地方分権の議論を踏まえ、地域再生計画の記載必須事項の一部を努力義務化

平成24年11月1日 地域再生法一部改正

- ・特定地域再生制度の創設（特定地域再生事業費補助金の創設等）
- ・地域再生の推進のために政府が講ずべき新たな措置に関する提案の募集を法定化
- ・地域再生推進法人の指定の制度化
- ・改正法施行5年後の見直しを規定

地域再生基盤強化交付金（内閣府地域活性化推進室）

平成25年度予算額 502.2億円（平成24年度予算558.0億円）【一般会計】

事業概要・目的

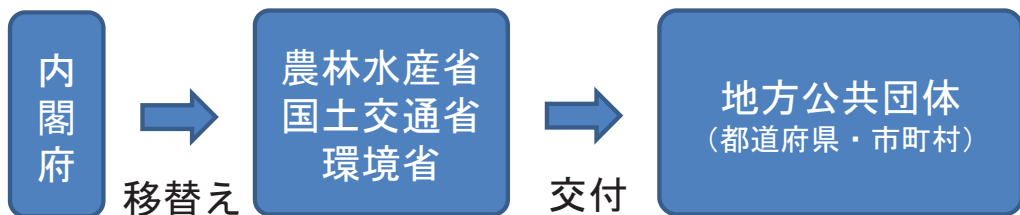
（目的）

- 地域再生基盤強化交付金は、「地域再生法」に基づく地方公共団体作成の「地域再生計画」に対する特別措置の1つであり、社会経済情勢の変化に対応して、地域が行う自主的かつ自立的な取組による地域経済の活性化、地域における雇用機会の創出その他の地域の活力の再生を総合的かつ効果的に推進するための施策です。（平成17年度創設）

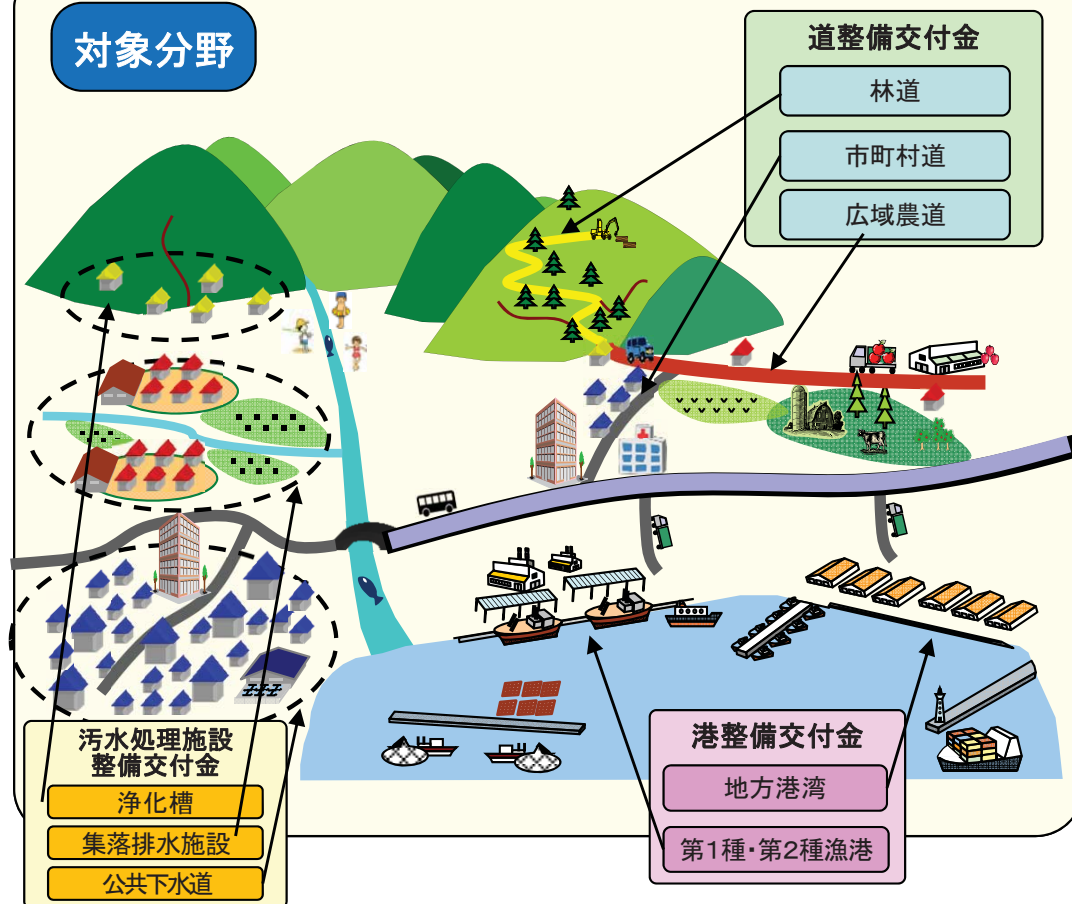
事業イメージ・具体例

- 地域再生法の規定により、地方公共団体作成の地域再生計画に基づき、省庁の所管を超える2種類以上の施設の一体的な整備に対して支援を行います。
- 地域再生基盤強化交付金の対象分野
 - ・道（市町村道、広域農道、林道）
 - ・污水处理施設（公共下水道、集落排水施設、浄化槽）
 - ・港（地方港湾、第一種・第二種漁港）

資金の流れ



対象分野



期待される効果

- 分野ごとに一体的に取り組むことで、重複投資や効果発現時期の不一致等による無駄を排除します。
- 各事業について連携が取れた予算配分が可能となります。
- 年度途中において、地方の裁量により必要な事業に予算の充当が可能となり、効率的な事業実施につながります。5

地域再生支援利子補給金（内閣府地域活性化推進室）

平成25年度予算額 2.2億円（平成24年度予算1.7億円）

事業概要・目的

○目的：地域再生を総合的かつ効果的に推進するという地域再生法の目的に資するため、投資を誘発し、地域経済を活性化させ、雇用の創出を図ることを目標に、金融面での支援を行うものです。

○概要：認定された地域再生計画に資する事業を行う事業者が、金融機関から当該事業を実施するうえで必要な資金を借り入れる場合に、国が当該金融機関を指定（以下「指定金融機関」という。）したうえで、予算の範囲内で最大0.7%の利子補給金を支給します。利子補給の支給期間は、指定金融機関が事業者へ最初に貸付けた日から起算して5年間です。

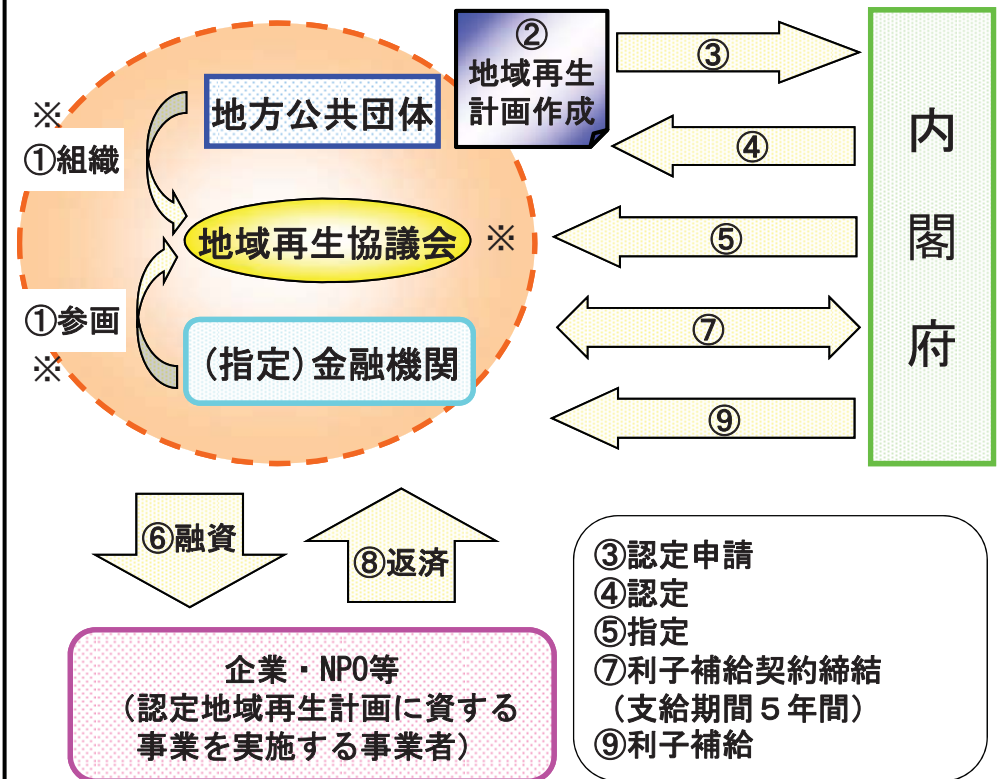
また、具体的実施事業を計画に記載する特定地域再生計画に基づく場合は、金融機関が地域再生協議会の構成員であることを必要としない要件緩和を行います。

資金の流れ



事業イメージ・具体例

○地域再生支援利子補給金のイメージ



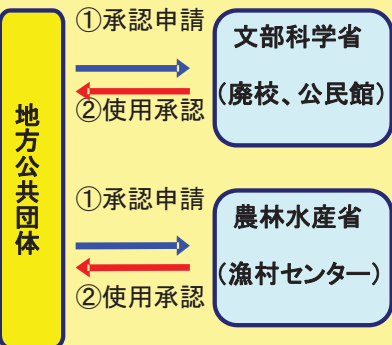
※特定地域再生計画に基づく場合は不要

地域再生法に基づく補助対象財産の転用承認手続の特例

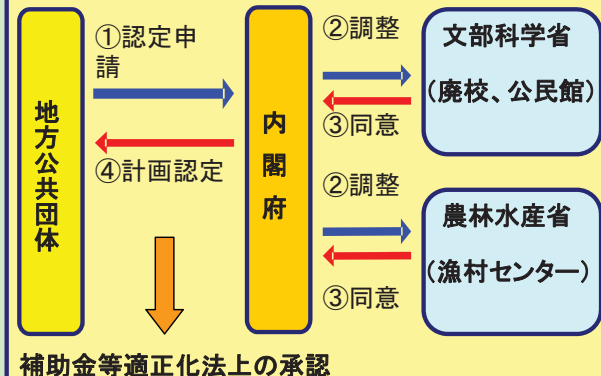
○ 『補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律』第22条において、補助事業者等は、補助事業等により取得した財産等を、各省各庁の長の承認を受けずに転用してはならないとされていますが、地域再生計画の認定を受けたことをもって、同条に規定する各省各庁の長の承認を受けたものとして取り扱われ、転用が認められます。

補助対象施設の有効活用【全府省庁】

補助金等適正化法上の手続



地域再生法による手続の特例



- 地域再生法による手続の特例により
- ① 内閣府がワンストップ窓口となり、地方公共団体の手続に係る負担を軽減、
- ② 法律上3ヶ月以内で計画認定に関する処分を行うこととされているため、手続処理の迅速化等のメリットが生じます。
- ※ また、公共施設を転用する事業の実施にあたっては、リニューアル債の支援措置を併せて活用すると効果的です。

※ なお、地方公共団体が公共施設を転用する場合において、転用後の事業が適債性を満たす場合は、地方財政法上、地域再生計画の認定を受けることなく地方債の繰上償還は不要です。

包括承認制と地域再生法による手続の特例との関係（概要）

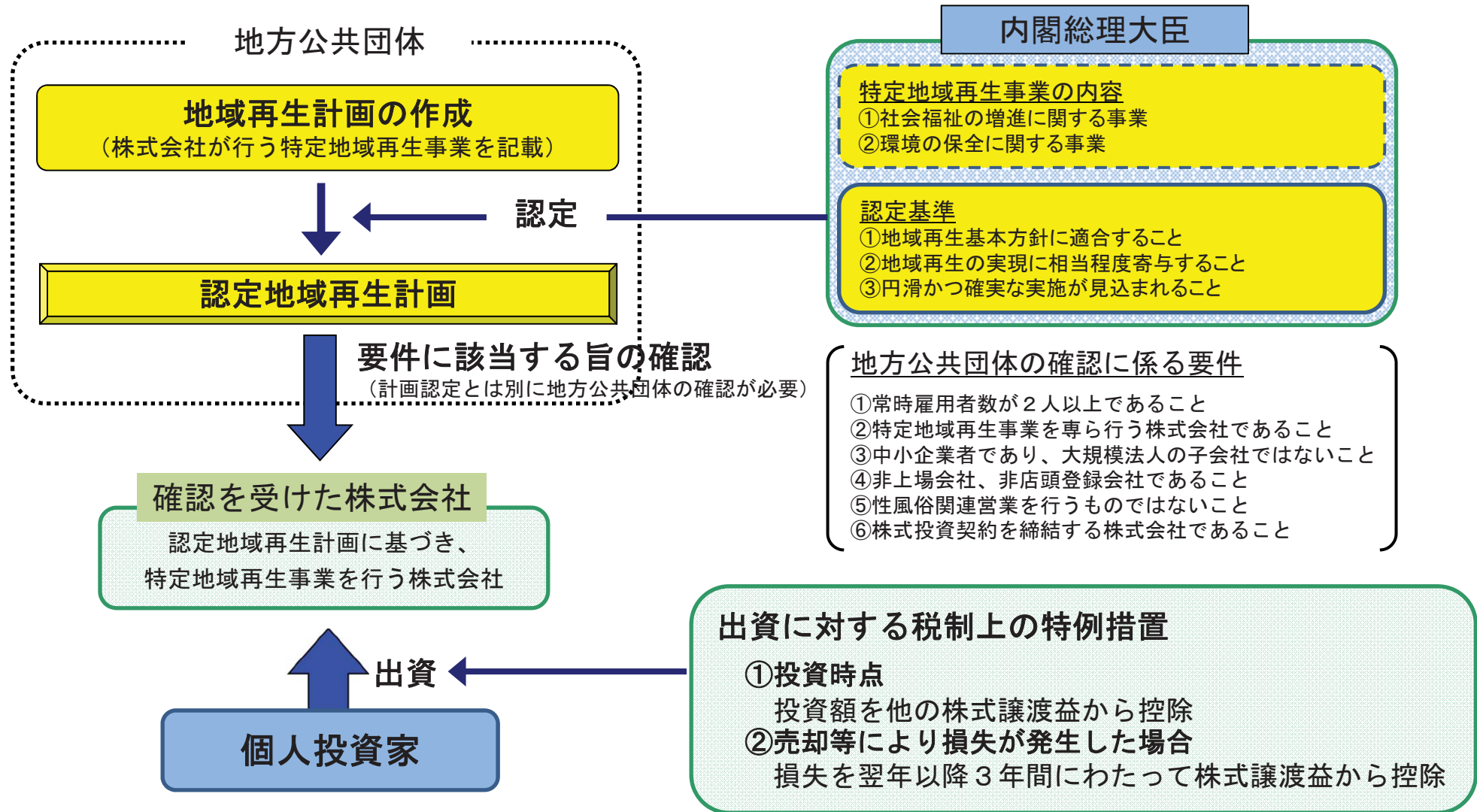
	地方公共団体の補助対象財産	地方公共団体以外の補助対象財産
概ね10年経過した補助対象財産	①無償による処分の場合 →包括承認事項	<u>個別承認事項</u> (従来どおり地域再生法の特例の活用が有効)※各省庁の通知によっては一部包括承認事項となる処分もあり。
	②有償による処分の場合 →個別承認事項 (従来どおり地域再生法の特例の活用が有効)	
概ね10年経過していない補助対象財産	①市町村合併基本計画に基づき、かつ無償による処分の場合→包括承認事項	<u>個別承認事項</u> (従来どおり地域再生法の特例の活用が有効)
	②①以外の場合→個別承認事項 (従来どおり地域再生法の特例の活用が有効)	

※各省庁の基準によっては上記表と取扱いが異なる場合があります。

補助対象財産の転用承認手続については、平成20年4月以降各省庁において承認基準の見直しが行われ、一定の要件を満たす補助対象財産の処分については、報告をもって国の承認があったものとみなす「包括承認制」が導入されています。包括承認制の対象となるか否かについては概ね右上の表の様になりますが、詳しくは内閣府地域活性化推進室までお問い合わせ下さい。

特定地域再生事業を行う株式会社に対する投資促進税制

特定の政策課題の解決に資する事業を行う株式会社に対する投資について、広く民間から志ある資金を集めるための税制上の優遇措置を講じ、対象事業の充実を図る。



地方債の特例

施設の統廃合等により不要となった公共施設又は公用施設については、老朽化等による危険性の増大や一定の維持管理コストの発生が見込まれるため、特定の政策課題の解決に資する当該施設の除却について、支援措置を講じる。

現行制度

- 地方債の対象経費は、地方財政法第5条により、建設事業等に限定
- 除却については、新たな施設の建設に伴うもののみ対象

拡充内容

特定の政策課題の解決を図るための公共施設等の除却に関する事業を地域再生計画に記載

(内閣総理大臣の認定)

除却のみでも一定の事業(※)については地方債の対象事業とする。

※国庫補助金の対象となる事業

<参照条文:地方財政法(昭和23年法律第109号)>
(地方債の制限)

第五条 地方公共団体の歳出は、地方債以外の歳入をもつて、その財源としなければならない。ただし、次に掲げる場合においては、地方債をもつてその財源とすることができる。

一～四 (略)

五 学校その他の文教施設、保育所その他の厚生施設、消防施設、道路、河川、港湾その他の土木施設等の公共施設又は公用施設の建設事業費(公共的団体又は国若しくは地方公共団体が出資している法人で政令で定めるものが設置する公共施設の建設事業に係る負担又は助成に要する経費を含む。)及び公共用若しくは公用に供する土地又はその代替地としてあらかじめ取得する土地の購入費(当該土地に関する所有権以外の権利を取得するために要する経費を含む。)の財源とする場合

特定地域再生事業費補助金（内閣府地域活性化推進室）

平成25年度予算額 3.0億円（平成24年度予算5.0億円）

事業概要・目的

○目的：少子高齢化への対応など全国の地域に共通する重要な政策課題（以下「特定政策課題」という。）の解決に資する地域再生計画の策定・事業の実施を支援するものです。

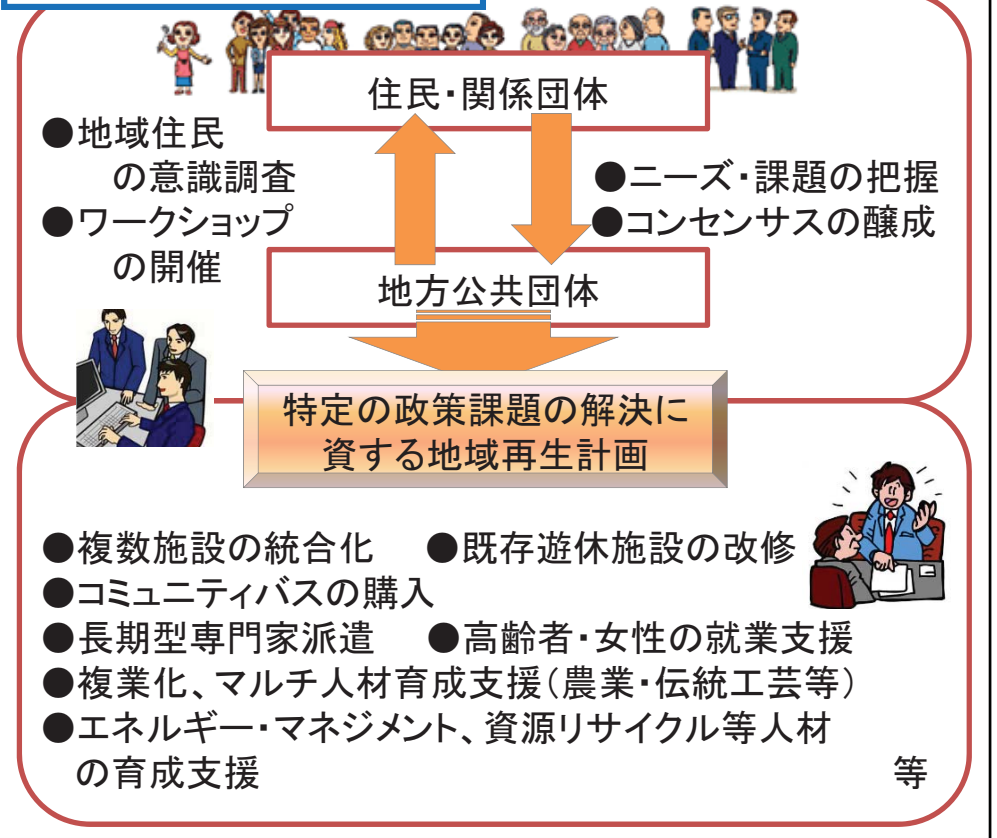
① 特定地域再生計画策定費

○概要：特定政策課題の解決に資する地域再生計画を策定しようとする地方公共団体が、地域の将来像や課題の解決のための取組について住民や関係団体との合意形成を図るため、調査等を実施する場合に補助金を交付します。

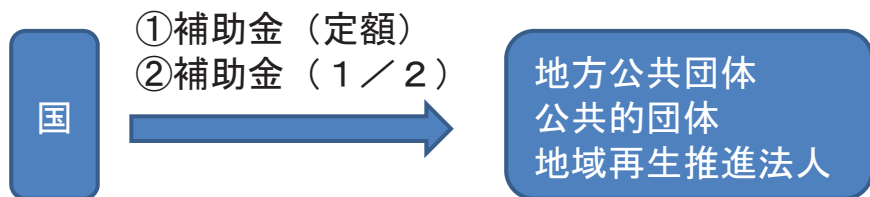
② 特定地域再生計画推進事業

○概要：地方公共団体、公共的団体、NPO・一般社団法人等のうち地域再生推進法人として指定された者が、特定政策課題の解決に資する地域再生計画に記載された事業を実施する場合に補助金を交付します。

事業イメージ・具体例



資金の流れ



※①の対象は地方公共団体に限る。

期待される効果

○特定政策課題の解決に資する地域再生計画に基づく取組が推進されることにより、震災の被災地域をはじめとする地方において地域再生の戦略的な取組が強化され、我が国全体の成長につながっていくことが期待されます。

別表 (地域再生計画と連動する施策)

施 策 名	施 策 概 要	府 省 庁 名	プログラム分類							特定政策課題のテーマ分類														
			知の拠点	雇用再生	つなごの再チャシ	交流連携	産業活性化	温暖対策	その他	働き方改革	多様な働き方の創出	中山間地等の集落再生	防災・減災・国土強靱化等	再生エネルギーの活用										
地域再生基盤強化交付金	地方公共団体が行う自主的かつ自立的な取組による地域経済の活性化、地域における雇用機会の創出その他の地域の活性化を総合かつ効果的に推進するため、地域の特性に応じた経済基盤の強化及び快適で魅力ある生活環境の整備を行う。	内閣府 農林水産省 国土交通省 環境省																						
地域再生支援利子補給金	認定地域再生計画に記載されている事業を行う事業者に対して、内閣総理大臣から指定を受けた金融機関が融資を行う場合に、予算の範囲内で、国から利子補給金を支給するもの。	内閣府																						
特定地域再生支援利子補給金	認定地域再生計画に記載されている特定政策課題の解決に資する事業を行う事業者に対して、内閣総理大臣から指定を受けた金融機関が融資を行う場合に、予算の範囲内で、国から利子補給金を支給するもの。	内閣府																						
社会福祉の増進に資する事業等を行う株式会社に対する投資促進税制	特定政策課題の解決に資する事業を行う株式会社に対する投資について、広く民間から志ある資金を充てるための税制上の優遇措置を講じ、対象事業の充実を図る。	内閣府																						
特定地域再生事業に係る地方債の特例	施設の統廃合等により不要となった公共施設又は公衆衛生施設については、老朽化等による危険性の増大や、特定の維持管理コストの発生が早込まれるため、特定政策課題の解決に資する当該施設の除却について、支援措置を講じる。	内閣府 総務省																						
特定地域再生事業費補助金	特定政策課題の解決に資する地域再生計画の策定又は同計画に基づく事業の実施を支援するため、予算の範囲内で、補助金を交付する。	内閣府																						
地域における男女共同参画促進総合支援事業	地域における様々な課題解決のための実践的な活動に関する先進事例の収集・分析・提供や人材育成プログラムの開発、アトハイサー派遣等による総合的な支援を行う。なお、アトハイサー派遣の選定に当たっては、地域再生計画の認定を受けているものについては、一定の配慮を行う。	内閣府																						
地域資本市場育成のための投資家教育プログラムなどの連携事業	「地域再生推進のためのプログラム」(平成16年2月27日地域再生本部決定)では、国が講ずるべき支援措置の1つとして「投資家教育プログラム」の事業を連携「が盛り込まれているところである。この事業は、本支援措置を内容とする地域再生計画の認定を受けた自治体に対し、金融庁職員を講師として派遣するなどの支援を行う。	金融庁																						
中小企業再生支援協議会、整理回収機構等の連携	地域経済の動向に甚大な影響を与えるといった事態の発生に伴い、地域企業に対するため、地域再生計画の認定を踏まえ、当該地域の地方公共団体において中小企業再生支援協議会、整理回収機構等関係機関を含む連絡調整組織に並び、企業再生専門家に関する説明会に対し、同協議会等が連携して派遣する等、集中的に支援を行う。	経済産業省 金融庁																						
公共施設を転用する事業へのリニューアル價の措置	既存の公共施設を地域活性化事業が目的とする地域活性化を図るための施設を転用するための増改築等のリニューアル事業で、認定地域再生計画に位置付けられた場合には、地域活性化事業價の対象とする。	総務省																						

(※1) プログラム分類の欄について、「知の拠点」は地域の知の拠点再生プログラム、「雇用再生」は地域の雇用再生プログラム、「つなごの再チャシ」は地域の再チャレンジ推進プログラム、「交流連携」は地域の交流・連携推進プログラム、「産業活性化」は地域の産業活性化プログラム、「温暖対策」は地域の地球温暖化対策推進プログラム、「その他」は各プログラムに属さない個別的地域再生に役立つ施策群。

(※2) 特定政策課題の欄について、地域再生基本方針3の3「特定政策課題の具体的テーマの設定①のイを「健康まっちゃうり」、①のロを「郊外住宅団地再生」、①のハを「中山間地等の集落再生」、②のイを「6次産業化等」、②のロを「再生エネルギー等の活用」としている。

